

# 諸報告資料

(平成29年門真市教育委員会第7回定例会)

門真市教育委員会



門真市PTA協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

門真市PTA協議会補助金交付要綱（平成19年8月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 この要綱において、「<u>文化交流委員会講演会事業</u>」とは、<u>文化交流に関する講演会を実施することにより、PTA会員同士の交流の充実を図り、もってPTAの健全な発展に寄与することを目的とする事業をいう。</u></p> <p>(交付期間及び見直し)</p> <p><b>第3条</b> 補助金の交付期間は、<u>平成29年度及び平成30年度とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">補助対象事業</th> <th style="width: 25%;">補助対象経費</th> <th style="width: 25%;">補助金の額</th> <th style="width: 25%;">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">） 略</td> </tr> <tr> <td>文化交流委員会講演会事業</td> <td>文化交流委員会講演会事業の実施に要する経費</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額	） 略				文化交流委員会講演会事業	文化交流委員会講演会事業の実施に要する経費	略		<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 この要綱において、「<u>母親代表委員会講演会事業</u>」とは、<u>母親代表委員会を対象とする講演会事業を実施することにより、母親会員の資質の向上を図り、もってPTAの健全な発展に寄与することを目的とする事業をいう。</u></p> <p>(交付期間及び見直し)</p> <p><b>第3条</b> 補助金の交付期間は、<u>平成28年度に限る。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">補助対象事業</th> <th style="width: 25%;">補助対象経費</th> <th style="width: 25%;">補助金の額</th> <th style="width: 25%;">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">） 略</td> </tr> <tr> <td>母親代表委員会講演会事業</td> <td>母親代表委員会講演会事業の実施に要する経費</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額	） 略				母親代表委員会講演会事業	母親代表委員会講演会事業の実施に要する経費	略	
補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額																						
） 略																									
文化交流委員会講演会事業	文化交流委員会講演会事業の実施に要する経費	略																							
補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額																						
） 略																									
母親代表委員会講演会事業	母親代表委員会講演会事業の実施に要する経費	略																							

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行し、平成29年度分として交付する補助金から適用する。